

相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例をここに公布する。

令和3年12月20日

相模原市長 本村 賢太郎

相模原市条例第46号

相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改
正する条例

相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年相模原
市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、別表第2職務内容欄に定める特別職職員が同欄に定
める職務に従事した場合の当該特別職職員の報酬の額は、別表第1に定める報酬
の額に別表第2に定める報酬の額を加えた額とする。

第5条第11項中「別表第2」を「別表第3」に改める。

別表第1の28の項中「35,000円」を「36,500円」に改める。

別表第2消防団の役員及び団員の項を削り、同表を別表第3とし、別表第1の次
に次の1表を加える。

別表第2(第2条関係)

職務内容		報酬額	
消防団の団長、 方面隊長、副方 面隊長、分団 長、副分団長、 部長、副部長及 び団員	水火災、地震等 の災害への出動	日額	8,000円。ただし、消火活動、 救助活動その他これらに準ずる活動 を要しなかつた場合にあつては、 4,000円
	訓練、整備、警 戒等への出動	日額	3,000円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた報酬及び費用弁償について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた報酬及び費用弁償については、なお従前の例による。